

令和2年度予算説明資料

事業の概要

国民健康保険事業特別会計
後期高齢者医療特別会計
介護保険事業特別会計



加 須 市

目 次

1	国民健康保険事業特別会計	1
2	後期高齢者医療特別会計	5
3	介護保険事業特別会計	6

※「まち・ひと・しごと創生総合戦略」該当事業は、「事業」欄にて〈総合戦略〉と表示し、これにかかる予算額は、「予算額」欄にて〈〉に内書きで表示しています。

1 国民健康保険事業特別会計

(単位：千円)

No.	款	項	目	事業【所管課】	予算額	目的	概要	令和2年度実施内容
1	01	01	01	国民健康保険一般管理事業 【国保年金課】 《総合振興計画事業名：国民健康保険一般管理事業》	60,661	国民健康保険の健全運営を図るため、国民健康保険団体連合会の共同電算処理を活用するなどし、国民健康保険事業を適正かつ円滑に運営する。	国民健康保険会計の一般管理費を適正に執行するとともに、国民健康保険団体連合会へ業務委託等に係る負担金を支払う。	・医療費通知の発送 ・ジェネリック医薬品差額通知の発送 ・レセプトの点検 ・被保険者証の更新 ・共同電算処理に係る負担金の支払い ・オンライン資格確認への対応(3月稼働予定)
2	01	01	02	連合会事業 【国保年金課】 《総合振興計画事業名：国民健康保険一般管理事業》	1,504	国民健康保険の健全運営を図るため、国民健康保険団体連合会の共同電算処理を活用するなどし、国民健康保険事業を適正かつ円滑に運営する。	国民健康保険団体連合会へ負担金を支払う。	・国民健康保険団体連合会への負担金の支払い
3	01	02	01	国民健康保険税賦課徴収事業 【国保年金課】	12,056	国民健康保険の健全運営を図るため、国民健康保険税の公平かつ公正な賦課徴収を行う。	国民健康保険税条例に基づき、適正かつ効率的な国民健康保険税の賦課徴収を行う。	・国民健康保険税の円滑な賦課徴収 ・未申告世帯に対する所得把握の徹底 ・口座振替の推奨 ・仮徴収の平準化対応
4	01	03	01	国民健康保険運営協議会事業 【国保年金課】 《総合振興計画事業名：国民健康保険一般管理事業》	309	国民健康保険の健全運営を図るため、国民健康保険団体連合会の共同電算処理を活用するなどし、国民健康保険事業を適正かつ円滑に運営する。	国民健康保険事業の運営に関する重要事項を審議するための組織を適正に運営する。	・国民健康保険運営協議会の開催
5	02	01	01	一般被保険者療養給付事業 【国保年金課】 《総合振興計画事業名：保険給付事業》	7,811,517	国民健康保険の健全運営を図るため、被保険者の医療機関での受診費用のうち、保険者が負担する保険給付分を適正に支払う。	国民健康保険一般被保険者が医療機関等で受診した際の費用のうち、保険者が負担する保険給付分を医療機関等に支払う。	・一般被保険者療養給付に係る保険者負担金の支払い
6	02	01	02	退職被保険者等療養給付事業 【国保年金課】 《総合振興計画事業名：保険給付事業》	500	国民健康保険の健全運営を図るため、被保険者の医療機関での受診費用のうち、保険者が負担する保険給付分を適正に支払う。	国民健康保険退職被保険者が医療機関等で受診した際の費用のうち、保険者が負担する保険給付分を医療機関等に支払う。	・退職被保険者療養給付に係る保険者負担金の支払い
7	02	01	03	一般被保険者療養費支給事業 【国保年金課】 《総合振興計画事業名：保険給付事業》	57,341	国民健康保険の健全運営を図るため、被保険者の医療機関での受診費用のうち、保険者が負担する保険給付分を適正に支払う。	国民健康保険一般被保険者の療養費に係る保険者負担金を支払う。	・一般被保険者療養費に係る保険者負担金の支払い
8	02	01	04	退職被保険者等療養費支給事業 【国保年金課】 《総合振興計画事業名：保険給付事業》	100	国民健康保険の健全運営を図るため、被保険者の医療機関での受診費用のうち、保険者が負担する保険給付分を適正に支払う。	国民健康保険退職被保険者の療養費に係る保険者負担金を支払う。	・退職被保険者療養費に係る保険者負担金の支払い
9	02	01	05	診療報酬審査委託事業 【国保年金課】 《総合振興計画事業名：保険給付事業》	18,161	国民健康保険の健全運営を図るため、被保険者の医療機関での受診費用のうち、保険者が負担する保険給付分を適正に支払う。	診療報酬の審査支払事務について国民健康保険団体連合会へ委託し、迅速・適正かつ公平な処理を行う。	・レセプト審査支払委託手数料の支払い
10	02	02	01	一般被保険者高額療養費支給事業 【国保年金課】 《総合振興計画事業名：保険給付事業》	1,160,810	国民健康保険の健全運営を図るため、被保険者の医療機関での受診費用のうち、保険者が負担する保険給付分を適正に支払う。	国民健康保険一般被保険者の高額療養費に係る保険者負担金を支払う。	・一般被保険者高額療養費に係る保険者負担金の支払い

(単位：千円)

No.	款	項	目	事業【所管課】	予算額	目的	概要	令和2年度実施内容
11	02	02	02	退職被保険者等高額療養費支給事業 【国保年金課】 《総合振興計画事業名：保険給付事業》	300	国民健康保険の健全運営を図るため、被保険者の医療機関での受診費用のうち、保険者が負担する保険給付分を適正に支払う。	国民健康保険退職被保険者の高額療養費に係る保険者負担金を支払う。	・退職被保険者高額療養費に係る保険者負担金の支払い
12	02	02	03	一般被保険者高額介護合算療養費支給事業 【国保年金課】 《総合振興計画事業名：保険給付事業》	1,200	国民健康保険の健全運営を図るため、被保険者の医療機関での受診費用のうち、保険者が負担する保険給付分を適正に支払う。	国民健康保険一般被保険者の高額療養介護合算療養費に係る保険者負担金を支払う。	・一般被保険者高額介護合算療養費に係る保険者負担金の支払い
13	02	02	04	退職被保険者等高額介護合算療養費支給事業 【国保年金課】 《総合振興計画事業名：保険給付事業》	50	国民健康保険の健全運営を図るため、被保険者の医療機関での受診費用のうち、保険者が負担する保険給付分を適正に支払う。	国民健康保険退職被保険者の高額療養介護合算療養費に係る保険者負担金を支払う。	・退職被保険者高額介護合算療養費に係る保険者負担金の支払い
14	02	03	01	一般被保険者移送費支給事業 【国保年金課】 《総合振興計画事業名：保険給付事業》	200	国民健康保険の健全運営を図るため、被保険者の医療機関での受診費用のうち、保険者が負担する保険給付分を適正に支払う。	国民健康保険一般被保険者の移送費に係る保険者負担金を支払う。	・一般被保険者移送費に係る保険者負担金の支払い
15	02	03	02	退職被保険者等移送費支給事業 【国保年金課】 《総合振興計画事業名：保険給付事業》	1	国民健康保険の健全運営を図るため、被保険者の医療機関での受診費用のうち、保険者が負担する保険給付分を適正に支払う。	国民健康保険退職被保険者の移送費に係る保険者負担金を支払う。	・退職被保険者移送費に係る保険者負担金の支払い
16	02	04	01	出産育児一時金支給事業 【国保年金課】	32,357	出産育児一時金を支給し、出産に要すべき費用の経済的負担の軽減を図る。	国民健康保険被保険者が出産した場合、出産育児一時金として40万4千円（産科医療補償制度加入者は42万円）を国民健康保険団体連合会を通じ、原則として医療機関へ直接支払う。	・出産育児一時金の支給
17	02	05	01	葬祭費支給事業 【国保年金課】	10,000	国民健康保険被保険者の経済的負担を軽減するため、葬祭費を適正に支給する。	国民健康保険被保険者が死亡した際、その葬祭を行う者に対し、葬祭費5万円を支給する。	・葬祭費の支給
18	03	01	01	一般被保険者医療給付費納付事業 【国保年金課】 《総合振興計画事業名：国民健康保険事業費納付金納付事業》	1,951,686	国民健康保険事業の県単位化により策定された「埼玉県国民健康保険運営基本方針」に基づき、国民健康保険の健全性を確保し、将来にわたり安定した持続可能な制度運営を図る。	国民健康保険一般被保険者の医療給費分に係る国民健康保険事業費納付金を県に納付する。	・国民健康保険事業費納付金の支払い
19	03	01	02	退職被保険者医療給付費納付事業 【国保年金課】 《総合振興計画事業名：国民健康保険事業費納付金納付事業》	1,420	国民健康保険事業の県単位化により策定された「埼玉県国民健康保険運営基本方針」に基づき、国民健康保険の健全性を確保し、将来にわたり安定した持続可能な制度運営を図る。	国民健康保険退職被保険者の医療給費分に係る国民健康保険事業費納付金を県に納付する。	・国民健康保険事業費納付金の支払い
20	03	02	01	一般被保険者後期高齢者支援金納付事業 【国保年金課】 《総合振興計画事業名：国民健康保険事業費納付金納付事業》	759,364	国民健康保険事業の県単位化により策定された「埼玉県国民健康保険運営基本方針」に基づき、国民健康保険の健全性を確保し、将来にわたり安定した持続可能な制度運営を図る。	国民健康保険一般被保険者の後期高齢者支援金等分に係る国民健康保険事業費納付金を県に納付する。	・国民健康保険事業費納付金の支払い

(単位：千円)

No.	款	項	目	事業【所管課】	予算額	目的	概要	令和2年度実施内容
21	03	02	02	退職被保険者後期高齢者支援金納付事業 【国保年金課】 《総合振興計画事業名：国民健康保険事業費納付金納付事業》	460	国民健康保険事業の県単位化により策定された「埼玉県国民健康保険運営基本方針」に基づき、国民健康保険の健全性を確保し、将来にわたり安定した持続可能な制度運営を図る。	国民健康保険退職被保険者の後期高齢者支援金等分に係る国民健康保険事業費納付金を県に納付する。	・国民健康保険事業費納付金の支払い
22	03	03	01	介護納付金納付事業 【国保年金課】 《総合振興計画事業名：国民健康保険事業費納付金納付事業》	230,590	国民健康保険事業の県単位化により策定された「埼玉県国民健康保険運営基本方針」に基づき、国民健康保険の健全性を確保し、将来にわたり安定した持続可能な制度運営を図る。	国民健康保険被保険者の介護納付金に係る国民健康保険事業費納付金を県に納付する。	・国民健康保険事業費納付金の支払い
23	04	01	01	その他共同拠出事業 【国保年金課】	7	国民健康保険の健全運営を図るため、県内各被保険者が拠出し、共同事業を実施する。	退職被保険者等該当者リスト作成し、退職被保険者資格の適正化を図る。	・国民健康保険団体連合会の共同事業による年金受給者リスト作成に対する費用負担
24	05	01	01	財政安定化基金拠出金事業 【国保年金課】 《総合振興計画事業名：国民健康保険一般管理事業》	1	国民健康保険の健全運営を図るため、国民健康保険団体連合会の共同電算処理を活用するなどし、国民健康保険事業を適正かつ円滑に運営する。	特別な事情(災害や景気変動)が発生した県内市町村に対し、国・県・県内市町村で1/3ずつ拠出し合い、国民健康保険事業の財政の安定化を図る。	・県が設置する財政安定化基金への拠出
25	06	01	01	国民健康保険保養施設利用助成事業 【国保年金課】	3,426	国民健康保険(国民健康保険)の健全運営を図るため、保養施設利用助成を実施することにより、被保険者の疾病の予防及び健康の維持・増進を図る。	被保険者に対する保養施設利用料金(年度内2泊が限度)の助成を行う。 【助成額】 ・大人(中学生以上) 1泊3,000円 ・小人(小学生のみ) 1泊1,500円	・40歳以上の被保険者については、2泊目の補助申請の際に特定健診の受診を促し、受診勧奨に活用する ・埼玉県国民健康保険団体連合会への保養施設利用負担金の支払い
26	06	01	02	国民健康保険人間ドック・脳ドック利用助成事業 【国保年金課】	19,352	国民健康保険に加入する市民の病気を予防するため、人間ドック・脳ドック受診に係る負担軽減を実施する。	国民健康保険被保険者に対する人間ドックや脳ドックの利用助成(20,000円)を行う。	・人間ドック利用助成の実施 ・脳ドック利用助成の実施
27	06	02	01	特定健康診査等事業 【健康づくり推進課】 <総合戦略>	109,364 <109,364>	国民健康保険に加入する市民の病気を予防するため、内臓脂肪型肥満に着目した健診や保健指導を実施し、対象者への早期介入・行動変容につなげる。	国民健康保険被保険者のうち、40歳から74歳までの方を対象とした特定健康診査を推進する。また、特定健康診査の結果から指導が必要な受診者を情報提供レベル、動機付け支援レベル、積極的支援レベルに階層化し、そのレベルに合わせた特定保健指導を推進する。	・特定健康診査(個別・集団)の実施 ・健康診査結果の送付 ・特定保健指導の実施 ・「健康診断受診率向上特別対策PT」による受診率向上に向けた全庁的な取組みの実施(人工知能を活用した受診率向上対策、集団健診の回数や内容等の改善による受診率向上等)
28	06	03	01	糖尿病性腎症重症化予防対策事業 【国保年金課】 <総合戦略>	10,093 <10,093>	国民健康保険の健全運営を図るため、県内市町村が協力し、人工透析に移行すると高額な医療費がかかることとされている「糖尿病性腎症」の重症化を予防することにより医療費の抑制を図る。	特定健診受診者の検査結果から、糖尿病性腎症の疑いがある被保険者に対し、受診を促すとともに、レセプト・特定健診のデータから糖尿病性腎症の病期が2~4期の患者を対象に保健指導を実施する。	・国民健康保険団体連合会の共同事業である生活習慣病重症化予防対策事業の実施
29	07	01	01	一般被保険者保険税還付事業 【国保年金課】	19,200	国民健康保険税の更生による減額等に係る過納金を還付する。	当該年度以前に納付された一般被保険者に係る国民健康保険税の過納金を還付する。	・国民健康保険税過納金の還付
30	07	01	02	退職被保険者等保険税還付事業 【国保年金課】	300	国民健康保険税の更生による減額等に係る過納金を還付する。	当該年度以前に納付された退職被保険者に係る国民健康保険税の過納金を還付する。	・国民健康保険税過納金の還付

(単位：千円)

No.	款	項	目	事業【所管課】	予算額	目的	概要	令和2年度実施内容
31	07	01	03	償還金 【国保年金課】	3	補助金等の精算に伴う償還金を遅滞なく適正に償還する。	当該年度以前に交付された補助金等の精算に伴う償還金を支払う。	・償還金の支払い
32	07	01	04	一般被保険者還付加算 【国保年金課】	590	国民健康保険税の還付に伴う還付加算金を適正に支払う。	一般被保険者に係る国民健康保険税還付金に対して法令に基づく還付加算金を支払う。	・還付加算金の支払い
33	07	01	05	退職被保険者等還付加算 【国保年金課】	50	国民健康保険税の還付に伴う還付加算金を適正に支払う。	退職被保険者に係る国民健康保険税還付金に対して法令に基づく還付加算金を支払う。	・還付加算金の支払い
34	08	01	01	予備費 【国保年金課】	8,000	予算外の支出又は予算超過の支出に充てるため、歳入歳出予算に計上する。	不測の事態が生じた場合、予備費充用により対応する。	・予算外の支出又は予算超過の支出に対する充用

2 後期高齢者医療特別会計

(単位：千円)

No.	款	項	目	事業【所管課】	予算額	目的	概要	令和2年度実施内容
1	01	01	01	後期高齢者医療一般管理事業 【国保年金課】 《総合振興計画事業名：後期高齢者医療一般管理事業》	3,858	後期高齢者医療事業を円滑に実施し、保険財政基盤の安定化を図る。	一般会計から事務費分を繰り入れ、後期高齢者医療に関する各種申請書の受付等の窓口業務を行うとともに、保険料の徴収や徴収した保険料の納付など広域連合に関する事務の適正な執行を図る。	<ul style="list-style-type: none"> 被保険者証の交付 保険料決定通知の送付 健康診査受診券の送付 制度周知用リーフレットの配付 医療給付業務等の窓口業務 徴収した保険料の広域連合への納付
2	01	01	02	後期高齢者保養施設利用助成事業 【国保年金課】	3,000	元気な高齢者を支援するため、後期高齢者の保養施設の利用に際し、宿泊費の助成を行う。	保険料などの滞納がない被保険者が、保養施設に宿泊した際、宿泊費の一部（年間1泊まで3,000円）を助成する。	<ul style="list-style-type: none"> 保養施設宿泊費の助成 広報紙やホームページなどによるPR 保養施設一覧表の窓口配備
3	01	01	03	後期高齢者健康診査事業 【健康づくり推進課】	52,227	後期高齢者医療保険に加入する市民の病気を予防するため、健康診査を実施し、受診者の健康維持に努める。	後期高齢者を対象とした健康診査を実施する。 診査項目：質問票、身体計測、血圧測定、診察、尿検査、血液検査、(その他、医師の判断により心電図検査実施)	<ul style="list-style-type: none"> 受診券の送付 健康診査（個別・集団）の実施 健康診査結果の送付 受診勧奨ハガキの送付
4	01	01	04	後期高齢者人間ドック・脳ドック利用助成事業 【国保年金課】	3,300	元気な高齢者を支援するため、後期高齢者の人間ドック・脳ドック受診に係る金銭的負担を軽減する。	後期高齢者医療被保険者に対する人間ドック・脳ドックの利用助成（20,000円）を行う。	<ul style="list-style-type: none"> 人間ドック利用助成の実施 脳ドック利用助成の実施 制度のPR（保険料決定時に案内同封・ホームページ掲載）
5	01	02	01	後期高齢者医療保険料徴収事業 【国保年金課】	12,587	後期高齢者医療保険料を確実に収納することにより、広域連合の保険財政基盤の安定化を図る。	保険料は、原則として特別徴収（年金天引き）の方法により、年6回（偶数月）に分けて徴収する。特別徴収以外の普通徴収の場合、納付書または口座振替により、年8回（7月～2月）に分けて徴収する。	<ul style="list-style-type: none"> 督促状、催告書等の発送 電話催告、臨宅徴収の実施 滞納処分の実施 納付書の発送
6	02	01	01	後期高齢者医療広域連合納付金 【国保年金課】 《総合振興計画事業名：後期高齢者医療一般管理事業》	1,168,628	後期高齢者医療事業を円滑に実施し、保険財政基盤の安定化を図る。	広域連合の財政基盤の安定を図るため、後期高齢者医療保険料等を納付する。	<ul style="list-style-type: none"> 後期高齢者医療保険料を広域連合に納付 基盤安定負担金を広域連合に納付
7	03	01	01	還付金 【国保年金課】	3,000	後期高齢者医療保険料の更生による減額等に係る過納金を還付する。	当該年度以前に納付された後期高齢者医療被保険者に係る後期高齢者医療保険料の過納金を還付する。	<ul style="list-style-type: none"> 後期高齢者医療保険料過納金の還付
8	03	01	02	還付加算金 【国保年金課】	100	後期高齢者医療保険料の還付に伴う還付加算金を適正に支払う。	後期高齢者医療被保険者に係る後期高齢者医療保険料還付金に対して法令に基づく還付加算金を支払う。	<ul style="list-style-type: none"> 還付加算金の支払い
9	04	01	01	予備費 【国保年金課】	1,000	予算外の支出又は予算超過の支出に充てるため、歳入歳出予算に計上する。	不測の事態が生じた場合、予備費充用により対応する。	<ul style="list-style-type: none"> 予算外の支出又は予算超過の支出に対する充用

3 介護保険事業特別会計

(単位：千円)

No.	款	項	目	事業【所管課】	予算額	目的	概要	令和2年度実施内容
1	01	01	01	高齢者支援計画策定事業 【高齢者福祉課】	4,336	高齢者が福祉・保健・医療サービスをより効果的に利用できるよう、市の高齢者保健福祉施策の理念と方向性を示す。	令和3年度から令和5年度までを計画期間とする第4次高齢者支援計画を策定する。	・令和3年度から令和5年度までを計画期間とする第4次高齢者支援計画を策定 ・第4次高齢者支援計画策定のための介護保険運営協議会の開催（1回）
2	01	01	01	高齢者支援計画進行管理事業 【高齢者福祉課】	385	高齢者福祉施策及び介護保険事業の円滑な実施を図るため、高齢者支援計画に基づく施策を総合的・計画的に推進する。	計画の着実な達成と円滑な運営を行うため、計画に基づく事業の実施状況の点検、評価等を行う。	・事業の実施状況の点検、評価等 ・介護保険運営協議会の運営 ・高齢者相談センター及び地域密着型サービス運営委員会の運営
3	01	01	01	介護保険一般管理事業 【高齢者福祉課】	85,243	高齢者の自立支援を推進するため、介護保険事業を安定的、効率的に運営する。	介護保険電算システムの維持管理、事務用品の調達など介護保険の運営に係る一般的な事務を行う。	・事務用品購入、各種通知発送 ・介護保険電算システム保守 ・介護保険電算システム改修（個人所得課税への適用分、標準レイアウト改版対応分等）
4	01	02	01	介護保険料賦課徴収事業 【高齢者福祉課】	8,027	介護保険給付費及び地域支援事業の財源の一部を確保する。	介護保険法129条に基づき、第1号被保険者（65歳以上）の介護保険料の賦課及び徴収を行う。特に普通徴収対象者に対し、口座振替を推奨する。	・第1号被保険者に係る介護保険料の賦課、徴収 ・65歳年齢到達者への保険料口座振替推奨文書の送付
5	01	03	01	介護認定審査会事業 【高齢者福祉課】 《総合振興計画事業名：介護認定事業》	17,672	高齢者が介護保険の給付を受けるため、介護の必要の程度（要介護度）を決定する。	要介護認定申請に基づき、訪問調査や主治医意見書の取得、認定審査会に係る事務を行い、認定審査会で認定した介護度を申請者へ通知する。	・認定調査の実施及び必要資料の収集 ・主治医意見書の依頼及び取得 ・認定審査会の開催と要介護度の認定 ・認定審査委員研修への参加 ・認定調査員研修への参加 ・認定調査員増員より公用車を1台追加
6	01	03	02	認定調査事業 【高齢者福祉課】 《総合振興計画事業名：介護認定事業》	52,472	高齢者が介護保険の給付を受けるため、介護の必要の程度（要介護度）を決定する。	要介護認定申請に基づき、訪問調査や主治医意見書の取得、認定審査会に係る事務を行い、認定審査会で認定した介護度を申請者へ通知する。	・認定調査の実施及び必要資料の収集 ・主治医意見書の依頼及び取得 ・認定審査会の開催と要介護度の認定 ・認定審査委員研修への参加 ・認定調査員研修への参加 ・認定調査員増員より公用車を1台追加
7	02	01	01	居宅介護サービス給付事業 【高齢者福祉課】 《総合振興計画事業名：介護保険給付事業》	3,079,606	介護を必要とする高齢者が、その能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう支援する。	要介護認定者が必要なサービスをサービス提供事業者から受けた場合に利用者負担を除くサービス費用を保険給付する。 （国）施設20%、居宅25% （県）施設17.5%、居宅12.5% （市）施設12.5%、居宅12.5% （保険料）1号被保険者23% 2号被保険者27%	・利用者負担を除く居宅介護サービス費用の保険給付

(単位：千円)

No.	款	項	目	事業【所管課】	予算額	目的	概要	令和2年度実施内容
8	02	01	02	特例居宅介護サービス給付事業 【高齢者福祉課】 《総合振興計画事業名：介護保険給付事業》		1 介護を必要とする高齢者が、その能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう支援する。	要介護認定者が必要なサービスをサービス提供事業者から受けた場合に利用者負担を除くサービス費用を保険給付する。 (国) 施設20%、居宅25% (県) 施設17.5%、居宅12.5% (市) 施設12.5%、居宅12.5% (保険料) 1号被保険者23% 2号被保険者27%	・利用者負担を除く特例居宅介護サービス費用の保険給付
9	02	01	03	地域密着型介護サービス給付事業 【高齢者福祉課】 《総合振興計画事業名：介護保険給付事業》	775,690	1 介護を必要とする高齢者が、その能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう支援する。	要介護認定者が必要なサービスをサービス提供事業者から受けた場合に利用者負担を除くサービス費用を保険給付する。 (国) 施設20%、居宅25% (県) 施設17.5%、居宅12.5% (市) 施設12.5%、居宅12.5% (保険料) 1号被保険者23% 2号被保険者27%	・利用者負担を除く地域密着型介護サービス費用の保険給付
10	02	01	04	特例地域密着型介護サービス給付事業 【高齢者福祉課】 《総合振興計画事業名：介護保険給付事業》		1 介護を必要とする高齢者が、その能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう支援する。	要介護認定者が必要なサービスをサービス提供事業者から受けた場合に利用者負担を除くサービス費用を保険給付する。 (国) 施設20%、居宅25% (県) 施設17.5%、居宅12.5% (市) 施設12.5%、居宅12.5% (保険料) 1号被保険者23% 2号被保険者27%	・利用者負担を除く特例地域密着型介護サービス費用の保険給付
11	02	01	05	施設介護サービス給付事業 【高齢者福祉課】 《総合振興計画事業名：介護保険給付事業》	3,741,308	1 介護を必要とする高齢者が、その能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう支援する。	要介護認定者が必要なサービスをサービス提供事業者から受けた場合に利用者負担を除くサービス費用を保険給付する。 (国) 施設20%、居宅25% (県) 施設17.5%、居宅12.5% (市) 施設12.5%、居宅12.5% (保険料) 1号被保険者23% 2号被保険者27%	・利用者負担を除く施設介護サービス費用の保険給付
12	02	01	06	特例施設介護サービス給付事業 【高齢者福祉課】 《総合振興計画事業名：介護保険給付事業》		1 介護を必要とする高齢者が、その能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう支援する。	要介護認定者が必要なサービスをサービス提供事業者から受けた場合に利用者負担を除くサービス費用を保険給付する。 (国) 施設20%、居宅25% (県) 施設17.5%、居宅12.5% (市) 施設12.5%、居宅12.5% (保険料) 1号被保険者23% 2号被保険者27%	・利用者負担を除く特例施設介護サービス費用の保険給付
13	02	01	07	居宅介護福祉用具購入事業 【高齢者福祉課】 《総合振興計画事業名：介護保険給付事業》	8,079	1 介護を必要とする高齢者が、その能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう支援する。	要介護認定者が必要なサービスをサービス提供事業者から受けた場合に利用者負担を除くサービス費用を保険給付する。 (国) 施設20%、居宅25% (県) 施設17.5%、居宅12.5% (市) 施設12.5%、居宅12.5% (保険料) 1号被保険者23% 2号被保険者27%	・利用者負担を除く居宅介護福祉用具購入費用の保険給付

(単位：千円)

No.	款	項	目	事業【所管課】	予算額	目的	概要	令和2年度実施内容
14	02	01	08	居宅介護住宅改修事業 【高齢者福祉課】 《総合振興計画事業 名：介護保険給付事 業》	34,083	介護を必要とする高齢者 が、その能力に応じ自立 した日常生活を営むこと ができるよう支援する。	要介護認定者が必要な サービスをサービス提供 事業者から受けた場合に 利用者負担を除くサービ ス費用を保険給付する。 (国) 施設20%、居宅25% (県) 施設17.5%、居宅 12.5% (市) 施設12.5%、居宅 12.5% (保険料) 1号被保険者 23% 2号被保険者27%	・利用者負担を除く居宅 介護住宅改修費用の保険 給付
15	02	01	09	居宅介護サービス計画 給付事業 【高齢者福祉課】 《総合振興計画事業 名：介護保険給付事 業》	408,296	介護を必要とする高齢者 が、その能力に応じ自立 した日常生活を営むこと ができるよう支援する。	要介護認定者が必要な サービスをサービス提供 事業者から受けた場合に 利用者負担を除くサービ ス費用を保険給付する。 (国) 施設20%、居宅25% (県) 施設17.5%、居宅 12.5% (市) 施設12.5%、居宅 12.5% (保険料) 1号被保険者 23% 2号被保険者27%	・居宅介護サービス計画 費用の保険給付
16	02	01	10	特例居宅介護サービス 計画給付事業 【高齢者福祉課】 《総合振興計画事業 名：介護保険給付事 業》	1	介護を必要とする高齢者 が、その能力に応じ自立 した日常生活を営むこと ができるよう支援する。	要介護認定者が必要な サービスをサービス提供 事業者から受けた場合に 利用者負担を除くサービ ス費用を保険給付する。 (国) 施設20%、居宅25% (県) 施設17.5%、居宅 12.5% (市) 施設12.5%、居宅 12.5% (保険料) 1号被保険者 23% 2号被保険者27%	・特例居宅介護サービス 計画費用の保険給付（償 還払い分）
17	02	02	01	介護予防サービス給付 事業 【高齢者福祉課】 《総合振興計画事業 名：介護保険給付事 業》	77,831	介護を必要とする高齢者 が、その能力に応じ自立 した日常生活を営むこと ができるよう支援する。	要介護認定者が必要な サービスをサービス提供 事業者から受けた場合に 利用者負担を除くサービ ス費用を保険給付する。 (国) 施設20%、居宅25% (県) 施設17.5%、居宅 12.5% (市) 施設12.5%、居宅 12.5% (保険料) 1号被保険者 23% 2号被保険者27%	・利用者負担を除く介護 予防サービス費用の保険 給付
18	02	02	02	特例介護予防サービス 給付事業 【高齢者福祉課】 《総合振興計画事業 名：介護保険給付事 業》	1	介護を必要とする高齢者 が、その能力に応じ自立 した日常生活を営むこと ができるよう支援する。	要介護認定者が必要な サービスをサービス提供 事業者から受けた場合に 利用者負担を除くサービ ス費用を保険給付する。 (国) 施設20%、居宅25% (県) 施設17.5%、居宅 12.5% (市) 施設12.5%、居宅 12.5% (保険料) 1号被保険者 23% 2号被保険者27%	・利用者負担を除く特例 介護予防サービス費用の 保険給付
19	02	02	03	地域密着型介護予防 サービス給付事業 【高齢者福祉課】 《総合振興計画事業 名：介護保険給付事 業》	2,205	介護を必要とする高齢者 が、その能力に応じ自立 した日常生活を営むこと ができるよう支援する。	要介護認定者が必要な サービスをサービス提供 事業者から受けた場合に 利用者負担を除くサービ ス費用を保険給付する。 (国) 施設20%、居宅25% (県) 施設17.5%、居宅 12.5% (市) 施設12.5%、居宅 12.5% (保険料) 1号被保険者 23% 2号被保険者27%	・利用者負担を除く地域 密着型介護予防サービス 費用の保険給付

(単位：千円)

No.	款	項	目	事業【所管課】	予算額	目的	概要	令和2年度実施内容
20	02	02	04	特例地域密着型介護予防サービス給付事業 【高齢者福祉課】 《総合振興計画事業名：介護保険給付事業》	1	介護を必要とする高齢者が、その能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう支援する。	要介護認定者が必要なサービスをサービス提供事業者から受けた場合に利用者負担を除くサービス費用を保険給付する。 (国) 施設20%、居宅25% (県) 施設17.5%、居宅12.5% (市) 施設12.5%、居宅12.5% (保険料) 1号被保険者23% 2号被保険者27%	・利用者負担を除く特例地域密着型介護予防サービス費用の保険給付
21	02	02	05	介護予防福祉用具購入事業 【高齢者福祉課】 《総合振興計画事業名：介護保険給付事業》	2,628	介護を必要とする高齢者が、その能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう支援する。	要介護認定者が必要なサービスをサービス提供事業者から受けた場合に利用者負担を除くサービス費用を保険給付する。 (国) 施設20%、居宅25% (県) 施設17.5%、居宅12.5% (市) 施設12.5%、居宅12.5% (保険料) 1号被保険者23% 2号被保険者27%	・利用者負担を除く介護予防福祉用具購入費用の保険給付
22	02	02	06	介護予防住宅改修事業 【高齢者福祉課】 《総合振興計画事業名：介護保険給付事業》	5,353	介護を必要とする高齢者が、その能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう支援する。	要介護認定者が必要なサービスをサービス提供事業者から受けた場合に利用者負担を除くサービス費用を保険給付する。 (国) 施設20%、居宅25% (県) 施設17.5%、居宅12.5% (市) 施設12.5%、居宅12.5% (保険料) 1号被保険者23% 2号被保険者27%	・利用者負担を除く介護予防住宅改修費用の保険給付
23	02	02	07	介護予防サービス計画給付事業 【高齢者福祉課】 《総合振興計画事業名：介護保険給付事業》	27,478	介護を必要とする高齢者が、その能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう支援する。	要介護認定者が必要なサービスをサービス提供事業者から受けた場合に利用者負担を除くサービス費用を保険給付する。 (国) 施設20%、居宅25% (県) 施設17.5%、居宅12.5% (市) 施設12.5%、居宅12.5% (保険料) 1号被保険者23% 2号被保険者27%	・介護予防サービス計画費用の保険給付
24	02	02	08	特例介護予防サービス計画給付事業 【高齢者福祉課】 《総合振興計画事業名：介護保険給付事業》	1	介護を必要とする高齢者が、その能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう支援する。	要介護認定者が必要なサービスをサービス提供事業者から受けた場合に利用者負担を除くサービス費用を保険給付する。 (国) 施設20%、居宅25% (県) 施設17.5%、居宅12.5% (市) 施設12.5%、居宅12.5% (保険料) 1号被保険者23% 2号被保険者27%	・特例介護予防サービス費用の保険給付(償還払い分)
25	02	03	01	介護報酬審査委託事業 【高齢者福祉課】 《総合振興計画事業名：介護保険給付事業》	5,040	介護を必要とする高齢者が、その能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう支援する。	要介護認定者が必要なサービスをサービス提供事業者から受けた場合に利用者負担を除くサービス費用を保険給付する。 (国) 施設20%、居宅25% (県) 施設17.5%、居宅12.5% (市) 施設12.5%、居宅12.5% (保険料) 1号被保険者23% 2号被保険者27%	・国民健康保険団体連合会への、利用者負担を除く介護(予防)サービス費用の保険給付に係る審査支払手数料の支払

(単位：千円)

No.	款	項	目	事業【所管課】	予算額	目的	概要	令和2年度実施内容
26	02	04	01	高額介護サービス事業 【高齢者福祉課】 《総合振興計画事業 名：介護保険給付事 業》	203,697	介護を必要とする高齢者 が、その能力に応じ自立 した日常生活を営むこと ができるよう支援する。	要介護認定者が必要な サービスをサービス提供 事業者から受けた場合に 利用者負担を除くサービ ス費用を保険給付する。 (国) 施設20%、居宅25% (県) 施設17.5%、居宅 12.5% (市) 施設12.5%、居宅 12.5% (保険料) 1号被保険者 23% 2号被保険者27%	・要介護認定者の保険対 象サービスの1ヶ月の自己 負担額が負担限度額を超 えた場合の超過分に係る 払い戻し
27	02	04	02	高額介護予防サービス 事業 【高齢者福祉課】 《総合振興計画事業 名：介護保険給付事 業》	1	介護を必要とする高齢者 が、その能力に応じ自立 した日常生活を営むこと ができるよう支援する。	要介護認定者が必要な サービスをサービス提供 事業者から受けた場合に 利用者負担を除くサービ ス費用を保険給付する。 (国) 施設20%、居宅25% (県) 施設17.5%、居宅 12.5% (市) 施設12.5%、居宅 12.5% (保険料) 1号被保険者 23% 2号被保険者27%	・要支援認定者の保険対 象サービスの1ヶ月の自己 負担額が負担限度額を超 えた場合の超過分に係る 払い戻し
28	02	05	01	高額医療合算介護サー ビス事業 【高齢者福祉課】 《総合振興計画事業 名：介護保険給付事 業》	29,057	介護を必要とする高齢者 が、その能力に応じ自立 した日常生活を営むこと ができるよう支援する。	要介護認定者が必要な サービスをサービス提供 事業者から受けた場合に 利用者負担を除くサービ ス費用を保険給付する。 (国) 施設20%、居宅25% (県) 施設17.5%、居宅 12.5% (市) 施設12.5%、居宅 12.5% (保険料) 1号被保険者 23% 2号被保険者27%	・要介護認定者の医療費 と介護保険対象サービス の自己負担額の1年分を合 算した額が、負担限度額 を超えた場合の超過分に 係る払い戻し
29	02	05	02	高額医療合算介護予防 サービス事業 【高齢者福祉課】 《総合振興計画事業 名：介護保険給付事 業》	1	介護を必要とする高齢者 が、その能力に応じ自立 した日常生活を営むこと ができるよう支援する。	要介護認定者が必要な サービスをサービス提供 事業者から受けた場合に 利用者負担を除くサービ ス費用を保険給付する。 (国) 施設20%、居宅25% (県) 施設17.5%、居宅 12.5% (市) 施設12.5%、居宅 12.5% (保険料) 1号被保険者 23% 2号被保険者27%	・要支援認定者の医療費 と介護保険対象サービス の自己負担額の1年分を合 算した額が、負担限度額 を超えた場合の超過分に 係る払い戻し
30	02	06	01	特定入所者介護サービ ス事業 【高齢者福祉課】 《総合振興計画事業 名：介護保険給付事 業》	431,071	介護を必要とする高齢者 が、その能力に応じ自立 した日常生活を営むこと ができるよう支援する。	要介護認定者が必要な サービスをサービス提供 事業者から受けた場合に 利用者負担を除くサービ ス費用を保険給付する。 (国) 施設20%、居宅25% (県) 施設17.5%、居宅 12.5% (市) 施設12.5%、居宅 12.5% (保険料) 1号被保険者 23% 2号被保険者27%	・要介護認定を受けて ショートステイ、施設 サービスを利用する低所 得者の食費及び居住費の 軽減に係る保険給付
31	02	06	02	特例特定入所者介護 サービス事業 【高齢者福祉課】 《総合振興計画事業 名：介護保険給付事 業》	1	介護を必要とする高齢者 が、その能力に応じ自立 した日常生活を営むこと ができるよう支援する。	要介護認定者が必要な サービスをサービス提供 事業者から受けた場合に 利用者負担を除くサービ ス費用を保険給付する。 (国) 施設20%、居宅25% (県) 施設17.5%、居宅 12.5% (市) 施設12.5%、居宅 12.5% (保険料) 1号被保険者 23% 2号被保険者27%	・要介護認定を受けて ショートステイ、施設 サービスを利用する低所 得者の食費及び居住費の 軽減に係る保険給付（償 還払い分）

(単位：千円)

No.	款	項	目	事業【所管課】	予算額	目的	概要	令和2年度実施内容
32	02	06	03	特定入所者介護予防サービス事業 【高齢者福祉課】 《総合振興計画事業名：介護保険給付事業》	500	介護を必要とする高齢者が、その能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう支援する。	要介護認定者が必要なサービスをサービス提供事業者から受けた場合に利用者負担を除くサービス費用を保険給付する。 (国) 施設20%、居宅25% (県) 施設17.5%、居宅12.5% (市) 施設12.5%、居宅12.5% (保険料) 1号被保険者23% 2号被保険者27%	・要支援認定を受けてショートステイを利用する低所得者の食費及び居住費の軽減に係る保険給付
33	02	06	04	特例特定入所者介護予防サービス事業 【高齢者福祉課】 《総合振興計画事業名：介護保険給付事業》	1	介護を必要とする高齢者が、その能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう支援する。	要介護認定者が必要なサービスをサービス提供事業者から受けた場合に利用者負担を除くサービス費用を保険給付する。 (国) 施設20%、居宅25% (県) 施設17.5%、居宅12.5% (市) 施設12.5%、居宅12.5% (保険料) 1号被保険者23% 2号被保険者27%	・要支援認定を受けてショートステイを利用する低所得者の食費及び居住費の軽減に係る保険給付(償還払い分)
34	03	01	01	介護保険給付費準備基金事業 【高齢者福祉課】	154	介護保険料の上昇軽減に充てるため、「介護保険給付費準備基金」への積立を行う。	「介護保険給付費準備基金」の適正管理(介護保険法に基づく介護保険財政の決算剰余金の積立、基金取崩し)を行う。	・「介護保険給付費準備基金」への積立 ・必要に応じた、「介護保険給付費準備基金」の取崩し
35	04	01	01	介護予防・生活支援サービス等事業 【高齢者福祉課】	149,956	高齢者が要介護状態等になることの予防又は要介護状態の軽減若しくは悪化の防止を図る。	要支援状態にある高齢者に対し、一人ひとりの健康状態に応じた多様な訪問・通所サービスを提供する。	・指定事業所による元気あつぷ通所又は訪問サービス(S・A)の提供 ・元気あつぷ通所サービスC(短期集中型)の実施 ・元気あつぷ訪問サービスBの提供(シルバー人材センター、きらきら館) ・高額介護予防サービス費相当事業費の支給 ・高額医療合算介護予防サービス事業費相当事業費の支給
36	04	01	02	介護予防ケアマネジメント事業 【高齢者福祉課】 《総合振興計画事業名：介護予防ケアマネジメント事業》	18,000	高齢者が要介護状態等になることの予防又は要介護状態の軽減若しくは悪化の防止を図り、高齢者が地域における自立した日常生活を送ることができるようにする。	国民健康保険団体連合会に対し、介護予防ケアマネジメントの実施に要した費用(負担金)を支払う。	・国民健康保険団体連合会に対する介護予防ケアマネジメント事業費負担金の支払
37	04	01	03	介護報酬審査委託事業 【高齢者福祉課】 《総合振興計画事業名：介護予防ケアマネジメント事業》	432	高齢者が要介護状態等になることの予防又は要介護状態の軽減若しくは悪化の防止を図り、高齢者が地域における自立した日常生活を送ることができるようにする。	国民健康保険団体連合会に対し、介護予防・日常生活支援総合事業に係る審査支払手数料を支払う。	・国民健康保険団体連合会に対する審査支払手数料(介護予防・日常生活支援総合事業分)の支払
38	04	02	01	ふれあいサロン事業 【高齢者福祉課】 <総合戦略>	6,519 <6,519>	高齢者が身近な場所で仲間と交流できる場を提供し、おしゃべりや運動の機会を増やすことで、閉じこもりや認知機能の低下を予防する。	介護予防サポーターや地域と協働し、高齢者の仲間作りや活動の場を提供する。	・新規ふれあいサロンの開設と把握、民間施設の活用 ・サロンの活動継続支援(集会所借上料一部負担) ・高齢者相談センターとの連携 ・シルバー人材センターとの連携によるサポーター派遣 ・介護予防サポーターへの謝金の支払い ・保健事業と介護予防の一体的な実施による医療専門職の支援

(単位：千円)

No.	款	項	目	事業【所管課】	予算額	目的	概要	令和2年度実施内容
39	04	02	01	元気はつらつ介護予防事業 【高齢者福祉課】 <総合戦略>	6,679 <6,679>	高齢者が主体的に介護予防活動に取り組めるようにする。	個々の高齢者の活動レベルや役割レベルの向上をもたらし、一人ひとりの生きがいや自己実現への取り組みを支援する。また、支援する側の介護予防サポーターを養成し、地域の高齢者を支える仕組みづくりを行う。	・介護予防に関する普及啓発 ・元気はつらつ体操教室（転倒予防教室）の実施 ・介護予防サポーター養成講座・サポーター会議の開催 ・低栄養・口腔機能低下の予防のための普及啓発（教室の開催等） ・あたまの健康教室の開催 ・認知症予防体操の普及啓発（DVD・CDの貸出） ・認知症講演会・ファイブログ検査の実施
40	04	02	01	介護予防把握事業 【高齢者福祉課】	16,448	高齢者の実態を把握し、介護予防・日常生活支援総合事業等につなげることで、要介護状態等となることの予防又は要介護状態等の軽減若しくは悪化の防止を図る。	元気はつらつチェックリスト（基本チェックリスト）等を活用して要介護等認定を受けていない高齢者の健康状態を把握し、元気あつが高齢者（生活機能低下高齢者）に対し、介護予防・日常生活支援総合事業等への参加を促す。	・地域からの情報提供や元気はつらつチェックリスト等の実施により、機能低下者を把握 ・アンケート調査を実施し、回答を集計後、結果等を対象者に通知（75歳以上の要介護等認定を受けていない人を対象。3年に1度実施。）
41	04	02	01	高齢者筋力アップトレーニング事業 【健康づくり推進課】 <総合戦略>	8,463 <8,463>	生活習慣病予防と介護予防の視点を充実させ、医療費の削減及び健康でいきいきと暮らすことができる健康長寿社会を実現する。	概ね50歳以上75歳未満の参加希望者に対し、筋トレ健康診査による運動可否判定を行い、運動が可能な人を対象に事業を実施する。 体力測定の結果から作成された個別運動プログラムに基づき、筋力トレーニングとエアロバイクなどの有酸素運動を取り入れたトレーニングを週1回開催する。 筋トレ修了生の後方支援も実施していく。	・第18期生募集（加須地域及び大利根地域で開催） ・第18期の参加者を自主活動へつなぐ支援 ・筋トレ修了生のトレーニングサポーター養成及び後方支援
42	04	03	01	生活管理指導短期入所事業 【高齢者福祉課】	945	基本的な生活習慣等が欠如している高齢者等を短期間入所させ、生活習慣等の指導及び支援を行うことにより、当該高齢者等の体調の調整を図るとともに、要介護状態への進行を予防する。	養護老人ホーム・特別養護老人ホーム等に短期間入所させ、生活習慣等の指導及び支援を行う。 入所期間：原則7日以内 対象者：65歳以上 利用者負担：1日あたり2,200円（生活保護世帯は負担なし） 市負担：1日あたり4,500円（生活保護世帯の利用は1日あたり6,700円）	・対象者の利用支援及び生活習慣等の指導等の実施
43	04	03	01	高齢者相談センター運営委託事業 【高齢者福祉課】	147,775	地域住民の心身の健康の保持及び生活の安定のために必要な援助を行うことにより、地域住民の保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援する。	高齢者相談センター業務を市内の6箇所の社会福祉法人に委託して実施する。 ・包括的支援事業 ・指定介護予防支援事業 ・第一号介護予防支援事業 ・一般介護予防事業 ・地域ケア会議 ・地域ブロンズ会議事業 ・認知症総合支援事業	・包括的支援事業（総合相談支援、権利擁護、包括的・継続的ケアマネジメント支援）の実施 ・指定介護予防支援等の実施 ・一般介護予防事業（ふれあいサロン事業等）の実施 ・認知症総合支援事業の実施 ・地域ケア会議の開催等 ・地域ブロンズ会議の運営支援

(単位：千円)

No.	款	項	目	事業【所管課】	予算額	目的	概要	令和2年度実施内容
44	04	03	01	高齢者総合相談支援事業 【高齢者福祉課】	6,874	高齢者が住み慣れた地域で安心してその人らしい生活を継続することができるようにする。	高齢者及びその家族からの相談をワンストップで受け止め、高齢者相談センターをはじめとする関係機関や保健・医療・福祉などのサービス又は制度につなげる支援を行う。また、そのためのネットワークの構築を行う。	・高齢者相談センターとの連携
45	04	03	01	権利擁護事業 【高齢者福祉課】	4,117	高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、権利侵害を受けている人とその家族に対する支援を適切に行う。また、身寄りがなく、自らの権利を護れない高齢者を支える体制を整える。	高齢者虐待等の権利侵害に対する個別支援、高齢者等虐待及び消費者被害防止ネットワーク会議の開催等による関係機関との情報共有、高齢者虐待等の防止及び成年後見制度等に関する普及啓発、成年後見の市長申立て及び後見人等報酬に対する助成を行う。	・高齢者等虐待及び消費者被害防止ネットワーク会議等の開催 ・高齢者虐待等の防止、若年性認知症等に関する普及啓発 ・成年後見の市長申立て及び後見人等報酬への助成 ・高齢者相談センター等の関係機関との連携
46	04	03	01	高齢者相談センター指導監督事業 【高齢者福祉課】	60,175	高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるようにするための様々な取り組みを、地域で一体的に実施する役割を担う中核的機関として高齢者相談センターを機能させる。	高齢者相談センター運営委託業務の企画立案及び連携、高齢者相談センター定例会議の開催、高齢者相談センターへの指導監督等を行う。	・高齢者相談センター運営委託業務の企画立案・連携 ・高齢者相談センター（6か所）の委託 ・高齢者相談センター定例会議の開催 ・高齢者相談センターへの指導監督
47	04	03	01	家族介護用品支給事業 【高齢者福祉課】	4,551	介護される方が尊厳をもって自立した日常生活を送ることができるよう、在宅で介護を行う家族介護者を支援する。	在宅で要介護状態となっている高齢者を常時介護している介護者に対し、紙おむつ等の介護用品を支給する。	・家族介護用品の支給。
48	04	03	01	住宅改修手続支援事業 【高齢者福祉課】	33	住宅改修費の支給申請手続等支援する指定居宅介護支援事業者等が理由書を作成するにあたり、その業務に係る手数料を支払うことにより、住宅改修を必要とする高齢者を支援する。	介護保険の給付における住宅改修において住宅改修のみの場合、住宅改修費の支給申請手続等を支援する介護支援専門員等に対し居宅介護支援費が支給されないため、理由書の作成手数料（税抜2,000円）を支払い、住宅改修のみを希望する高齢者を支援する。	・介護支援専門員等への理由書作成手数料支払い
49	04	03	01	介護給付適正化事業 【高齢者福祉課】	460	介護保険料の上昇と介護給付費の増大化を抑制するため、不適切な給付の防止と適切な介護サービスの確保を図り、適正な制度運営を行う。	主要5事業（要介護認定調査のチェック、ケアプランの点検、住宅改修の点検・福祉用具購入及び貸与の実態調査、医療情報との突合・縦覧点検、利用者への介護給付費の通知）のほか、事業者への指導監督や研修会等の開催に取り組む。	・認定調査状況チェック ・ケアプランの点検 ・住宅改修、福祉用具の実態調査 ・医療情報との突合、縦覧点検 ・介護給付費の利用者への通知 ・苦情、相談等の適切な把握、分析と指導監督 ・制度、運営状況等の周知 ・軽度者等に対する福祉用具貸与の例外給付の事前確認

(単位：千円)

No.	款	項	目	事業【所管課】	予算額	目的	概要	令和2年度実施内容
50	04	03	01	在宅医療・介護連携推進事業 【高齢者福祉課】 <総合戦略>	12,399 <12,399>	医療や介護を必要とする高齢者が、住み慣れた地域で人生の最期まで暮らし続けられるようにする。	次の業務を実施する。 ・地域の医療・介護サービス資源の把握 ・在宅医療・介護連携の課題抽出 ・在宅医療・介護連携に関する相談支援 ・多職種間の情報共有の支援 ・在宅医療・介護関係者の研修 ・在宅医療・介護サービス提供体制の構築 ・市民への普及啓発 ・県及び近隣市との連携 ・認知症施策の推進	・在宅医療・介護連携推進委員会での協議・検討 ・在宅医療・介護相談窓口の設置・運営（委託） ・「とねっと」を活用した医療・介護連携の推進 ・医療・介護情報を共有するICTシステムの運営（委託） ・認知症施策について医療機関と連携 ・市民への普及啓発
51	04	03	01	認知症総合支援事業 【高齢者福祉課】 <総合戦略>	1,103 <1,103>	認知症になっても、住み慣れた地域で可能な限り長く在宅で安心して住み続けられるようにする。	市民の認知症に対する理解を深めるとともに、認知症の人及びその家族等への支援を強化する。	・認知症ケアパスの周知 ・市ホームページを活用した認知症簡易チェック ・認知症カフェの設置促進 ・認知症地域支援推進員の育成、活用（従） ・認知症初期集中支援チームの運営（従） ・ファイブコグ検査の実施（従） ・認知症講演会（従） ・認知症ケア相談室の運営（従）
52	04	03	01	徘徊高齢者早期発見支援事業 【高齢者福祉課】	111	徘徊高齢者本人の安全の確保と介護する家族の介護負担の軽減を図る。	・現在位置を探索するための端末機器を貸与し、認知症高齢者の所在が不明となった場合、早期に探索する。必要に応じ、委託業者の緊急対応員が現場に急行し、早期発見につなげる。 ・認知症高齢者を家族の希望により台帳に登録。登録者に対し、番号が印刷されたステッカーを配付。ステッカーを高齢者の靴に貼り、行方不明時の早期発見につなげる。	・位置特定端末の貸出 ・徘徊高齢者早期発見ステッカーの配付 ・市民が所在不明になった際の県内他市町村への早期発見協力依頼（メールによる一斉送信）※家族からの依頼がある場合のみ。
53	04	03	01	認知症サポーター養成研修事業 【高齢者福祉課】	127	認知症の人とその家族が安心して暮らし続けることができる地域づくりを推進する。	別途研修を修了した講師（キャラバン・メイト）による認知症サポーター養成研修（研修内容…認知症の基礎知識、早期診断・治療の重要性等、研修時間…90分程度）を開催し、修了者には、サポーターの証となる「オレンジリング」と「埼玉県認知症サポーター証」を交付する。全地域で毎年度実施する。	・認知症サポーター養成講座の開催 ・キャラバン・メイト、認知症地域支援推進員交流会の開催
54	04	03	01	地域ケア会議推進事業 【高齢者福祉課】	394	介護支援専門員によるケアマネジメントの質の向上を図ることによって、高齢者の自立、要介護状態となることの予防又は要介護状態の重度化の防止を図る。	・地域ケア個別会議と地域ケア推進会議を開催する。 ・地域ケア個別会議は、市が主催する自立支援型地域ケア会議と高齢者相談センターが主催する地域ケア個別会議を開催する。 ・地域ケア個別会議の開催を通じて地域課題を把握し、地域ケア推進会議にて検討し、今後の高齢者施策を検討する際の参考とする。	・地域ケア個別会議（自立支援型地域ケア会議）の開催 ・地域ケア推進会議の開催 ・高齢者相談センターとの連携 ・居宅介護支援事業所、介護保険サービス事業所向け研修会の開催（運動機能等）

(単位：千円)

No.	款	項	目	事業【所管課】	予算額	目的	概要	令和2年度実施内容
55	04	03	01	地域ブロンズ会議事業 【高齢者福祉課】 <総合戦略>	3,701 <3,701>	何らかの支援を必要とする高齢者を地域で支え合う仕組みを構築し、高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるようにする。	<ul style="list-style-type: none"> ・地域で高齢者を支え合う仕組みについて検討する地域ブロンズ会議の設置の促進及び開催支援を行う。 ・地域ニーズの把握と地域資源のマッチング等を行う生活支援コーディネーターを配置する。 ・介護予防・生活支援サービスの担い手となる高齢者等の養成を行う。 ・地域包括ケアシステムに関する普及啓発を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> ・第1層ブロンズ会議（介護保険運営協議会）の運営 ・第2層ブロンズ会議の設置促進（8箇所） ・第1層、第2層ブロンズ会議による情報共有及び協働による生活支援サービスの実施 ・生活支援コーディネーター（社協委託）等による既存の担い手との連携及び新たな担い手の養成 ・地域包括ケアシステム推進プロジェクトチームの運営
56	05	01	01	第1号被保険者保険料還付事業 【高齢者福祉課】	4,511	保険給付及び地域支援事業の財源の一部である保険料を適切に管理する。	第1号被保険者に係る異動情報等を基に保険料の算定（賦課及び還付）を行う。	・資格喪失（死亡・転出・出国）や特別徴収停止に係る第1号被保険者への保険料の還付
57	05	01	02	償還金 【高齢者福祉課】	4	介護保険事業及び地域支援事業の健全な運営	介護保険事業費及び地域支援事業費について、負担金や補助金の法定負担割合額の過不足を確認し、過大な場合には、国・県・支払基金・市に返還する。	・介護保険事業費及び地域支援事業費の精算による、国、県、支払基金、市への返還
58	05	01	03	第1号被保険者還付加算 【高齢者福祉課】	1	保険給付及び地域支援事業の財源の一部である保険料を適切に管理する。	第1号被保険者に係る異動情報等を基に保険料の算定（賦課及び還付）を行う。	・資格喪失（死亡・転出・出国）や特別徴収停止に係る第1号被保険者への保険料の還付
59	06	01	01	予備費 【高齢者福祉課】	3,000	予算外の支出又は予算超過の支出に充てるため、歳入歳出予算に計上する。	不測の事態が生じた場合、予備費充用により対応する。	・予算外の支出又は予算超過の支出に対する充用